

厚生年金保険料の1年に1回の見直しについて、もっと詳しく

給与から天引きされる厚生年金保険料の算出

標準報酬月額×保険料率×1/2 ※保険料率は、平成29年9月まで毎年上がり、以後は固定

〈例〉 標準報酬月額が300,000円の場合

$$300,000\text{円} \times 174.74/1000 \times 1/2 = 26,211\text{円}$$
 (平成26年9月からの保険料率で算出)

標準報酬月額（給与相当額）

◆給与の総支給額を等級表に当てはめたもの（厚生年金保険の抜粋）

※健康保険の上限と下限は異なる

年金等級	標準報酬月額	給与相当額(以上～未満)
1	98,000円	~101,000円
2	104,000円	101,000~107,000円
29	590,000円	575,000~605,000円
30	620,000円	605,000円~

現在の下限。
平成28年10月のパートへの適用拡大時に標準報酬月額の下限も改定予定。

◆給与相当額

基本給と残業手当、通勤手当など各種手当を含む総支給額

※賞与が年4回以上支給される場合は、賞与の合計額を12で割った1カ月分を含む

◆決定方法

4~6月の給与総支給額の平均額を等級表に当てはめて、9月からの新しい標準報酬月額を決定する。

ただし、4~6月に出産や病気療養により休業がある場合などは特別な方法により決定する。

過去の標準報酬月額を確認する方法

日本年金機構の「ねんきんネット」を利用すると、いつでも自分の年金記録を確認できます。

利用申し込みは、パソコンまたはスマートフォンから日本年金機構のホームページにアクセスして行います。誕生月に届く「ねんきん定期便」に記載されたアクセキーがあると(有効期限3ヶ月)すぐに「ユザID」が発行されますが、アクセキーがない場合は、郵送による発行が可能です。

横山 玲子
社会保険労務士

よこやま・れいこ 横山玲子社会保険労務士事務所代表。横山玲子社会保険労務士事務所ホームページ
<http://www.r-yokoyama-office.jp/>
Twitterアカウント @mayokor

MEMO

貴志さんのその後

10月になり給与明細を見た貴志さんは、厚生年金保険料が下がっていることを確認しました。社会保険労務士に話したところ、子どもが生まれた月の前月より標準報酬月額が下がっているので、将来の年金額を下げる前の標準報酬月額で計算してもらえる「厚生年金の養育特例制度」を勧められました。貴志さんは会社へ制度利用を申し出て、届け出をすることにしました(詳しくは、日本年金機構のホームページ参照)。

給与明細と厚生年金保険料の関係

今月は、毎月給与から天引きされる厚生年金保険料と給与明細との関係についてご説明します。



答える人
先生
社会保険労務士
会社員38歳

聞く人
貴志
会社員38歳

貴志 3月に子どもが生まれてから残業が減ったのですが、給与から天引きされる保険料が変わらないんですよ。先生 保険料ですね。この保険料の見直しは原則として1年に1回なんです。貴志 保険料は、毎月の給与と連動していいということですね。1年に1回とは、いつでしょうか? 先生 健康保険料と厚生年金保険料は毎年9月分から改定されます。ただし実際に変わるのは、10月中に支給される給与より天引きされる分からです。貴志 9月分を10月天引きということは、1ヵ月遅れなんですね。保険料は月単位ですか?

毎月天引きされる保険料の基本

厚生年金保険に加入すると、給与から保険料が天引きされます。

保険料は月単位

- ◆月途中の入社・退職・給与改定があるても、日割り計算はありません(退職時は、月末退職の場合のみ保険料が発生し、月途中退職の場合はその月の保険料は発生しない)。
- ◆給与から天引きされる保険料は、前月の「標準報酬月額(給与相当額)」に保険料率を掛けた金額の2分の1(会社と折半で負担)。

原則として、見直しは1年に1回

- ◆標準報酬月額は、毎年9月に改定(4~6月の給与総支給額の平均額から算出し、会社が年金事務所へ届け出)
- ◆給与改定(昇給や降給)や給与体系の変更があったときは、その月から3ヶ月の平均額を算出し、それまでと比較して大きな差があったときは、9月以外の月に標準報酬月額を改定することがある。

貴志 私の場合は4月以降の残業代が減っているので9月分の標準報酬月額が下がって、10月に天引きされる保険料から下がる可能性がありますね。先生 税金や保険料を引く前の総支給額で通勤手当も含まれます。9月分の標準報酬月額は、原則としてその年の4~6月の総支給額の平均額から算出します。貴志 給与相当額とは何ですか? 先生 税金や保険料を引く前の総支給額が記録されています。貴志 どうです。保険料は、給与相当額にあたる「標準報酬月額」に保険料率をかけて算出し、会社と折半で負担します。厚生年金の年金記録には、会社が年金事務所へ届け出た標準報酬月額が記録されています。